令和４年１月２８日

県 民 行 動 指 針　Ver.34※下線は訂正箇所

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染防止のため、以下のことをお願いします。

福井県知事　杉本　達治

【県民のみなさまへ】

１　「マスク着用」など基本的な習慣を

- □ マスクの着用を徹底しましょう（屋外で人が近くにいない場合は除く）。特に食事中を含め、会話をする際は、マスク着用の徹底をより一層心掛けてください。
- □ 人との間隔を取りましょう（できるだけ２ｍ、最低１ｍ）。
- □ 帰宅後、食事前には、手を洗いましょう。
  また、「目」、「鼻の穴」、「口」は安易に触らないようにしましょう。
- □ こまめに換気しましょう。（毎時２回以上、１回あたり数分間全開に）
- □ 感染拡大地域※との往来は慎重に判断してください。
  ※直近１週間の新規感染者数が人口 10 万人あたり 15 人以上の地域（県 HP で毎日更新）
- □ 他県と往来する際は、人混みを避けるなど基本的な感染防止対策を徹底しましょう。帰福後は、体調管理に注意してください。

２　感染リスクを下げて

- □ 「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」という３つの条件（三つの密）を避けましょう。
- □ <u>家族に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合は、家庭内でもマスクを着用するなど、家庭内での感染対策を徹底してください。</u>
- □ 会食をする際は「会話時のマスク着用」を徹底しましょう。徹底できない場合は、会食を控えてください。
- □ 飲食で店舗を利用する場合は、「ふくい安全・安心認証店」を選んでください。飲食以外で店舗を利用するときには「感染防止徹底宣言」ステッカーが掲示されていることを確認し、掲示されていない場合は利用を控えてください。
- □ 接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）を導入しましょう。
  万一アプリからの通知があった場合には、受診・相談センター（０７７６－２０－０７９５）に相談してください。

３　体調不良の場合は

- □ 検温など体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。
- □ 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医・最寄りの医療機関に電話で相談しましょう。
  かかりつけ医を持たない場合や、受診先に迷う場合は、受診・相談センター（０７７６－２０－０７９５）に電話で相談しましょう。
- □ 体調不良の同居家族がいる場合には、部屋や食事などの生活空間を分け、家庭内でもマスクを着用しましょう。

【事業者等のみなさまへ】

４　安心できる職場や店舗等に

- □ 感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言」ステッカーを掲示しましょう。
- □ 感染が発生した場合に備え、利用客の連絡先等を記録しましょう。
  万一感染が発生した場合には、ＰＣＲ検査や施設名の公表、名簿の提出など保健所の調査に協力してください。
- □ 喫煙所や更衣室、社員食堂を含め、職場内において三つの密をつくらないようにしましょう。
- □ 職場内において、昼食時、休憩時を含めたマスク着用を改めて徹底しましょう。
- □ テレワーク、シフト制の導入や、出張はオンラインで代替するなど、働き方を見直しましょう。
- □ 体調不良の人が気兼ねなく休める職場の雰囲気を作りましょう。
- □ 飲食の場での「会話時のマスク着用」を推進するため、利用客にマスク会食の励行を呼び掛けましょう。

【県民・事業者等のみなさまへ】

５　誹謗中傷や差別的行為はしない

- □ 感染者・濃厚接触者や医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、誹謗中傷や差別的行為は絶対にしないようにしましょう。
- □ 新型コロナワクチンについて、周りの人に接種を強要したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることがないようお願いします。

参考

【福井県ホームページ】　全国の感染状況、まん延防止等重点措置を実施する地域
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona_ver2_2.html

【内閣府ホームページ】　感染リスクが高まる「５つの場面」　など
https://corona.go.jp/proposal/